

北上市会計規則の一部を改正する規則

北上市会計規則（平成6年北上市規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定納付受託者の指定)</p> <p>第19条の2 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定しようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>指定納付受託者に納付させる歳入（法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下この項において同じ。）</u></p> <p>(3) <u>歳入を納付させる期間</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により指定納付受託者を指定したときは、法第231条の2の3第2項で定めるもののほか、<u>前項第2号及び第3号の事項を告示するものとする。</u></p> <p>(<u>歳入の徴収又は収納の委託</u>)</p> <p>第35条 市長は、<u>政令第158条第1項又は政令第158条の2第1項の規定により徴収又は収納の事務を私人に委託しようとするときは、委託契約をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、当該歳入の納入義務者に見やすい方法により公表しなければならない。</u></p>	<p>(指定納付受託者の指定)</p> <p>第19条の2 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定しようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>歳入等を納付させる期間</u></p> <p>2 市長は、前項の規定により指定納付受託者を指定したときは、法第231条の2の3第2項で定めるもののほか、<u>前項第3号の事項を告示するものとする。</u></p> <p>(<u>公金の徴収又は収納の委託</u>)</p> <p>第35条 市長は、<u>法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託したときは、法第243条の2第2項で定めるもののほか、当該事務の委託を受けた者（以下「指定公金徴収・収納事務取扱者」という。）に公金を徴収させ、又は収納させ</u></p>

- 3 第1項の規定により徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「会計管理者等」とあるのは「収納事務受託者」と読み替えるものとする。
- 4 収納事務受託者は、電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により歳入を収入する場合で、その性質上領収証書を交付しがたいときは、前項の規定により準用する第21条第2項の規定にかかわらず、納入義務者への領収証書又は現金取扱票の領収証書の交付を省略することができる。
- 5 収納事務受託者は、証券による収納を行ってはならない。
- 6 収納事務受託者は、歳入を徴収し、又は収納したときは、当日（当日に払込みができないときは会計管理者の指定する日）に納付書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、収納事務受託者が会計管理者が適当と認める方法により当該収納の内容を提供する場合は、納付書の添付を省略することができる。
- 7 収納事務受託者は、受託に係る事務を執行しようとするときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 8 政令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、

る期間を告示するものとする。

- 3 指定公金徴収・収納事務取扱者の直接収納の手続については、第21条の規定を準用する。
- 4 指定公金徴収・収納事務取扱者は、電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法により公金を収入する場合で、その性質上領収証書を交付しがたいときは、前項の規定により準用する第21条第2項の規定にかかわらず、納入義務者への領収証書又は現金取扱票の領収証書の交付を省略することができる。
- 5 指定公金徴収・収納事務取扱者は、公金を徴収し、又は収納したときは、当日（当日に払込みができないときは会計管理者の指定する日）に納付書により指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、会計管理者が適当と認める方法により指定公金徴収・収納事務取扱者が当該徴収又は収納の内容を提供する場合は、納付書の添付を省略することができる。
- 6 指定公金徴収・収納事務取扱者は、委託を受けた事務を執行しようとするときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 7 市長は、法第243条の2第5項の規定により指定公金徴収

次に掲げるとおりとする。

- (1) 歳入の収納の事務に関し、相当の知識及び経験を有していること。
- (2) 委託する収納の事務を遂行するために必要な事業規模及び安定した経営基盤を有していること。
- (3) 収納した歳入に係る事項を正確に記録し、その記録した内容を速やかに提供できること。
- (4) 収納した歳入を確実に速やかに指定金融機関に払い込むことができること。
- (5) 納入義務者の個人情報の保護のために必要な措置を講じていること。

・収納事務取扱者が公金事務の一部を委託することについて承認したときは、会計管理者にその旨を通知するものとする。  
同条第6項の規定により再委託について承認したときも、同様とする。

8 法第243条の2の5第1項に規定する収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方税（当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (2) 分担金
- (3) 負担金
- (4) 使用料
- (5) 手数料
- (6) 賃貸料
- (7) 不動産売払代金
- (8) 物品売払代金
- (9) 寄附金

(資金前渡のできる経費の指定)

第43条 政令第161条第1項第17号の規定に基づき職員をして現金支払をさせるためその資金を職員に前渡することができるものは、次の各号に掲げる経費とする。

(1)～(10) [略]

(11) 会議等出席者負担金

(12)～(14) [略]

(口座振替の方法による支出)

第54条 [略]

(10) 貸付金の元利償還金

(11) 過料

(12) 損害賠償金（第14号に掲げる遅延損害金を除く。）

(13) 不当利得による返還金

(14) 第2号から第5号まで及び第11号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第6号から第10号まで、第12号及び前号に掲げる歳入に係る遅延損害金)

(15) 森林環境税に係る徴収金

9 法第243条の2の5第2項に規定する納入の通知を必要としない歳入等について市長が定める通知の方法は、口頭又は掲示によるものとする。

(資金前渡のできる経費の指定)

第43条 政令第161条第1項第17号の規定に基づき職員をして現金支払をさせるためその資金を職員に前渡することができるものは、次の各号に掲げる経費とする。

(1)～(10) [略]

(11) 会議、講習会、研究会等の出席に要する経費

(12)～(14) [略]

(口座振替の方法による支出)

第54条 [略]

(公金の支出の委託)

第54条の2 法第243条の2第1項の規定による公金の支出に関する事務の委託については、第35条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定を準用する。

(公印及び小切手帳の保管)

第55条 [略]

(控除額の支払)

第72条 会計管理者は、第37条各号に掲げる控除額を支払わせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、次の各号に定める書類を添えて、指定金融機関に交付して支払をさせることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 地方公務員共済組合掛金については、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）第164条に規定する通知書

(4) 健康保険料及び厚生年金保険料については、歳入徴収官事務規則（昭和27年大蔵省令第141号）第9条の規定により歳入徴収官から送付を受けた納入告知書

(5) [略]

(会計管理者等及び収納事務受託者からの現金又は証券の払込み)

第88条 第85条の規定は、指定金融機関等が会計管理者等から現金又は証券の払込みを受けた場合及び収納事務受託者から現金の払込みを受けた場合に、これを準用する。この場合において、同条中「納入義務者」とあるのは「会計管理者等及

2 前項の規定により公金の支出に関する事務の委託を受けた者（以下「指定公金支出事務取扱者」という。）の支出の取扱いについては、第46条から第48条までの規定の例による。

(公印及び小切手帳の保管)

第55条 [略]

(控除額の支払)

第72条 会計管理者は、第37条各号に掲げる控除額を支払わせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、次の各号に定める書類を添えて、指定金融機関に交付して支払をさせることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 地方公務員共済組合掛金については、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第164条に規定する通知書

(4) 健康保険料及び厚生年金保険料については、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第9条の規定により歳入徴収官から送付を受けた納入告知書

(5) [略]

(会計管理者等及び指定公金徴収・収納事務取扱者からの現金又は証券の払込み)

第88条 第85条の規定は、指定金融機関等が会計管理者等又は指定公金徴収・収納事務取扱者から現金又は証券の払込みを受けた場合について準用する。この場合において、同条中「納入義務者」とあるのは「会計管理者等又は指定公金徴収・

び収納事務受託者」と読み替えるものとする。

(収納事務受託者の検査)

第135条 会計管理者は、収納事務受託者が取り扱った事務について、必要があると認めるときは、その取扱状況を検査するものとする。

(違反行為等の届出)

第137条 支出命令者、会計管理者等又は第2項各号に掲げる職員が、法第243条の2第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたこと、又は行為を怠ったことにより市に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、会計管理者等（会計管理者を除く。）又は第2項各号に掲げる職員にあっては、会計管理者又は支出命令者を經由しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定する者は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1)～(4) [略]

収納事務取扱者」と読み替えるものとする。

(指定公金事務取扱者の検査)

第135条 法第243条の2第8項の規定により指定公金事務取扱者（指定公金徴収・収納事務取扱者及び指定公金支出事務取扱者をいう。）に対して行う定期及び臨時の公金事務の検査については、会計管理者が別途定めるものとする。

(違反行為等の届出)

第137条 支出命令者、会計管理者等又は次項各号に定める職員が、法第243条の2の8第1項各号に掲げる行為について故意又は重大な過失により法令に違反して行為をしたとき又は行為を怠ったことにより市に損害を与えたときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、会計管理者等（会計管理者を除く。）又は次項各号に定める職員にあっては、会計管理者又は支出命令者を經由しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 法第243条の2の8第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で指定する者は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の第35条第1項（第54条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託に係る協議及び第35条第2項（第54条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による当該事務の告示は、この規則の施行の日前においても行うことができる。